

勤労福祉公団の控訴断念を歓迎する

最近の大法院判決の影響、新政府の意志を示した決定
訴訟に及ばなくても労災が認められるように産災法を改正せよ
雇用部は半導体下請け労働者の安全保健対策用意せよ

1、8月10日、ソウル行政法院はサムスン半導体などの零細下請け業者(龍仁の株式会社 QTS)で働き、乳癌が発病した50代の女性労働者・キム・ギョンスンさんが2015年6月15日に提起した『療養不承認処分取り消し』訴訟で、原告勝訴(産業災害を認定)判決を行いました、この判決は、業務中に曝露した有害化学物質によって乳癌が発生したとみて労災を認めた、初めての判決でした。

ソウル行政法院は判決文で「本事件傷病の発病経路が明らかにされなかったとしても、原告が、多少異常な作業環境を備えたこの事件事業場で勤める間に、酸化エチレンなどの発ガン物質を含む各種の有害化学物質などに持続的に曝露し、夜間・延長・休日勤務をすることによって、本事件の傷病が発病したり、自然経過的な進行速度以上に悪化したと推測・判断することができるので、原告の業務と本事件傷病との間に、相当因果関係があると見るのが相当で、勤労者に責任のない理由で、事実関係が正しく糾明されなかった事情に関しては、証明責任において劣悪な地位にある勤労者に不利に認定することはできない。」として勤労者の立証責任を緩和する判決を行いました。

2、この判決の後、8月29日付で大法院は、もう一つの半導体労働者の職業病労災訴訟で『有害化学物質への曝露による職業病』の場合に、業務と疾病の間の相当因果関係の「証明責任緩和」について「再確認」し、事業主の協力拒否、または関連行政庁の調査拒否や遅延などで、作業環境上の有害要素の種類と曝露の程度を具体的に特定できなかったという特別な事情が認められれば、相当因果関係の判断において、勤労者に有利な間接事実として考慮しなければならない、という点などを強調しました。

3、このような大法院判決の影響で、半導体の乳癌労災認定の判決に対して、勤労福祉公団は控訴を提起しませんでした。これによって該当判決は確定し、原告であり災害当事者のキム・ギョンスンさんは、2012年10月に最初の労災(療養給与)申請を行って約5

年目に、産業災害保険(療養費、休業給付など)を支給されるようになりました。ただ、申請から最終認定まで5年という長い時間が過ぎる間に癌が再発し、再び苦しい抗癌治療を受けなければならず、治療費は再び本人の負担になりました。従って、遅まきながら労災認定されて、保険給付などが遡及処理される点は幸いです、これからは時機を逸する行政ではなく、勤労福祉公団が大法院の確定判決の趣旨に合うように、迅速に労災認定を行う前向きな態度を期待します。

4、パノリムは、勤労福祉公団が下級審(一審または二審)で労災認定の判決を受けた労働者を相手に、上訴をする誤った行政をこれ以上行わないことを心より望みます。また、職業病に罹った労働者が、不合理な疫学調査などを経るのに、1~2年を越えるような長い時間の調査をされて、結局不承認に帰結するといった誤った行政から脱け出して、迅速かつ容易に労災が認められるように、産業災害補償保険法を大幅改正しなければなりません。

5、また、パノリムは今回の公団の控訴断念による労災の確定が、新政府が見せた職業病による労災補償と予防に対する意志と考えます。キム・ヨンジュ雇用労働部長官がマスコミ報道を通じて明らかにした通り、判例の傾向を積極的に反映した業務上疾病認定基準の導入と、半導体、LCD 職業病発生問題に対する徹底した予防対策の樹立などの約束が、必ず守られることを切実に望みます。

<終わり>

半導体労働者の健康と人権守り (パノリム)

電話 : 02-3496-5067、FAX : 02-6442-5065

住所 : (156-827) ソウル市銅雀区舎堂洞 1049-4 キョンシン・ビル(南部循環路 2019) 5階 501号

ホームページ : <http://cafe.daum.net/samsunglabor>

後援口座 : 国民銀行 043901-04-206831(預金者 : パノリム)(既存後援口座を 2013 年 9 月から上のように統合、変更しました。)* CMS 定期後援も可能です(電話で問い合わせ)